

子ども・子育て支援事業計画に位置づけていく事業

資料2【別添③】

基本理念

基本方向

具体的施策

主にこの部分が子ども・子育て支援計画の中心となる

1-3、1-4のうち、子ども・子育て支援事業計画で位置づけていく事業

【1-3】

- ・育児支援家庭訪問事業（現行の養育支援訪問事業）
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・ママサポート事業
- ・通常保育事業
- ・延長保育事業
- ・休日保育事業
- ・一時預かり事業
- ・子育て支援短期支援事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・幼稚園預かり保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・子育て支援充実のための私立幼稚園との連携（私立幼稚園の預かり保育）

【1-4】

- ・妊婦乳幼児健診（妊婦健診）
- ・こんにちは赤ちゃん事業

「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」

- すべての子どもの人権が尊重されて生き生きと育ち、子どもの生きる力を育てる学校・地域づくり
- すべての子育て家庭が安心して子育てできるしくみづくり
- 親と地域がつながり、子どもが主体的に地域にかかわり、子どもとともに親も育っていけるように地域が子育てを支援するしくみづくり

1. 安心して子育てができるような子育て支援・保健サービスの充実

- 1-1 子どもの権利を尊重する意識の醸成と児童虐待防止対策の充実
- 1-2 相談体制の充実と利用者にわかりやすい情報提供体制の充実
- 1-3 きめこまやかな子育て支援サービスの充実
- 1-4 子どもと母親の健康増進
- 1-5 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 1-6 障がいのある子どもへの支援の充実
- 1-7 外国人家庭への子育て支援
- 1-8 子育て家庭への経済的支援

2. 地域で支える、地域が主体の子育てのしくみづくり

- 2-1 子どもが主体となって地域活動ができるシステムづくりの支援
- 2-2 子育て支援のネットワークづくりの充実と子どもの居場所づくりの支援
- 2-3 家庭教育の再認識と家庭や地域の教育力の向上
- 2-4 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の啓発の推進

3. 健やかでたくましく育ち、生きる力を身につけた人づくり

- 3-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 3-2 次代の親の育成
- 3-3 不登校や引きこもり等への対応

4. 子どもにやさしいまちづくり

- 4-1 子育てにやさしい居住環境の整備
- 4-2 子どもに配慮したまちづくりの推進
- 4-3 子どもの安全の確保
- 4-4 被害に遭った子どもの保護の推進

子ども・子育て支援事業計画の記載事項

別表第一 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項

事項	内容
一 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。次号、次表第二号及び別表第五第二号において同じ。)の教育・保育の量の見込み(満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。)を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む)又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
三 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第三の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
四 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
二 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
三 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
五 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
六 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(五年間)を定めること。
七 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。